第10期武蔵野市環境市民会議(第9回) 会議要録

日時 平成 31 年 3 月 22 日 (金) 18 時 30 分開会

場所 武蔵野市役所 812 会議室

出席者 委員10名、武蔵野市緑のまち推進課2名、事務局 4名

(委員:大江委員長、鈴木副委員長、朝日委員、一之瀬委員、千葉委員、服部委員、白田委

員、幕田委員、松村委員、木村委員)

内容 ①武蔵野市の緑の施策について

②生物多様性基本方針について

① 武蔵野市の緑の施策について (環境部緑のまち推進課より)

発言者	要旨
事務局	緑のまち推進課からの報告の前に、緑の施策が市全体の施策のなかでどのような
	位置づけであるかお伝えする。
	緑の施策は、第五期長期計画・調整計画において「緑」を基軸としたまちづくり
	の推進」として位置づけられている。また、環境基本計画においては重点項目「緑
	と水に配慮したまちづくりを推進する」と掲げ施策を展開している。
	今年度、緑の施策に関する個別計画である「緑の基本計画」の改訂となることか
	らその内容や現在に至るまでの経緯等を踏まえ、本市の緑の施策について報告す
	る。
緑のまち推進課	(本市の緑の施策や緑の基本計画等について、以下の内容を説明する。)
	・武蔵野市は、緑を市民の共有財産と捉え市民一丸となって守り、育んできた経
	緯がある。昭和48年に制定された「武蔵野市民緑の憲章」は全国にも類を見ない
	緑をテーマにしたものであり、現在でも憲章の精神は受け継がれている。
	・緑の基本計画は都市緑地法に規定される計画で、緑の施策の基本となる計画で
	ある。今回の改定では、専門家や市民、地域で活動されている方の意見を反映す
	るために「緑の基本計画検討委員会」と庁内組織「庁内検討委員会」を設置した。
	またワークショップやパブリックコメント等により広く意見を集め、様々な視点
	から改定に関する議論を行った。
	・市の緑は公有地と民有地に分けられ、公園や道路、教育機関、農地、住宅地な
	ど様々な場所に分布している。近年、公有地の緑は増加傾向、民有地の緑は減少
	傾向である。特に農地の緑は、相続税負担や担い手の減少などの課題から、減少
	傾向にある。
	・市は、市外においても奥多摩町と共同で、多摩の森林を保全する事業に取り組
	んでおり、平成30年度の第42回全国育樹祭にて表彰された実績もある。
	・計画改定の際には、緑の基本計画 2008 の理念「緑は市民の共有財産」や将来像
	「緑の量・質ともに豊かな武蔵野市」は継承していく。
	・改定計画では「日々の暮らしの中で緑を楽しむ」をテーマとし、「質の高い緑空
	間の創出」や「緑を豊かに感じる場所を増やす」ことなどを目標と掲げている。

	特に、今回「緑視率」という評価指標を導入する。(緑視率とは、ある地点におけ
	る「見た目」の緑の割合のこと。)
	・目標を達成するために「市民」「民間」「行政」がそれぞれ連携し、14の個別施
~	策を展開することとしている。
委員長	緑のまち推進課からの報告に対し、質問あれば挙げていただきたい。
委員	配布資料「緑の基本計画(答申版)」(以下、答申版)の51頁に関連して質問する。
	緑被地面積について、民有地の面積が低下しており、公有地の面積が向上してい
	るが、その現状への対策を教えてほしい。
緑のまち推進課	対策の前に、まず要因についてお話しする。民有地面積減少の要因としては、農
	地の減少や開発による緑地面積の減少が挙げられる。また、落ち葉や大木化など
	で他者の生活に支障が生じるおそれのある場合は、所有者が木を切ってしまうこ
	とも要因である。
	対策としては、緑がまちの価値を高めていくことを広く啓発し、市民とともに全
	市的に緑を守っていくことが必要である。緑のまち推進課では、保存樹木に対し
	て助成しており、助成事業は今後も継続していく予定である。また、シンボルと
	なるような民有地の緑を選別することも必要になる。
	さらに、市では誕生記念樹や新築記念樹の配布など行い、民有地の緑の創出を行
	っている。
委員長	民有地と公有地を合わせると、面積はどのようになるか。
緑のまち推進課	答申版の 16 頁図 11 にあるように平成 22 年から平成 28 年にかけ、全体の面積が
	減っている。棒グラフを見ると民有地は減っており、公有地は増えていることが
	分かる。
委員	答申版の13頁図8円グラフの%表示について、割合の算出根拠となる母数は面積
	か戸数のどちらか。
緑のまち推進課	おそらく箇所数で示していると思うが、調べてすぐお伝えする。
副委員長	この答申版は細かくよくできていると思う一方、総花的と感じた。
	他の自治体では、緑の基本計画だけではなく実施計画まで作成したところもある。
	基本計画の中でどこに重点を置き、予算をとるのか、施策推進の方法が書かれて
	いた。
	武蔵野市の答申版については、指標(緑被率、緑被率)同士の関連を明確にした
	方が良いと思う。
	緑被率は上空から見ることができる緑で数値を算出するので、敷地範囲に影響さ
	れず、一定した数値が出る。一方で、緑視率は測定ポイントの選び方や、視点を
	変えると値が変わるため、写真の撮影角度やアングルがずれるだけで、数値が変
	化してしまう不安定な指標である。
	例えば、地区ごとに分母をとらえたうえで、緑被率を算出すれば緑視率と相関が
	あるので、あえて緑視率算出に注力する必要はないと思う。
	指標ごとに特徴が異なるため、あまり指標を使い分けないほうが良いと思う。
緑のまち推進課	本市では、公園のリニューアル計画など実施プランもある。

	緑視率については、計画改定の議論の中でもう一つ指標があった方が計画の評価
	に役立つと考え、緑視率を導入した経緯がある。
	緑被率について、昭和 47 年は約 30%で平成 29 年は 24.3%である。公園を買って
	公有地の緑は増加しているが、民有地の緑は減少している。農地が減少している
	ことが要因として挙げられるが、人口増加も要因である。今まで本市人口は13万
	人で横ばいが続いてきたが、近年増加傾向である。ある試算では今後人口16万人
	に届くという結果も出ている。今後の人口増加に伴う、住宅地開発が進むことが
	考えられる。
	つんりゅう。 緑視率を導入した狙いとしては、「緑の質が高い」ことに焦点を当てることである。
	また、本市の緑の特徴として、緑の質が高いことが挙げられる。
	市では街路樹を大きく剪定することなく、樹形を保っていく取り組みを行ってき
	た。まとまった緑地(都市公園)がある一方、小規模な公園も多いことも市の特
	徴として挙げられる。
	開発に対しては、屋上緑化など施設性のある緑化を進める必要がある。緑化方法
211 111 212	によって、指標への影響が異なってくる。
	 例えば、壁面緑化では上空から観測する緑被率の数値に影響しないが、緑視率へ
	の影響はある。透水性という観点でいえば壁面緑化はあまり効果がない。
	 特徴の違う様々な緑地が存在しているため、多様な指標を使うことは良いと思う。
	 多様な指標に対応した緑の整備が必要である。
委員	緑は光合成にて二酸化炭素を吸収し酸素を放出しているため、地球温暖化や気候
	変動につながる重要な要素である。
	そのため今回の報告は環境基本計画にもつながる話である。
委員長	答申版 12 頁のグラフデータは何月頃に収集しているか。
緑のまち推進課	緑の多い7月~8月頃である。
委員長	農地減少により民有地の緑が減少しているとのことであるが、実際に転用された
	農地面積を示すデータはあるか。
委員	農地減少も懸念されるが、社宅の跡地がマンションに変わったことも人口増加に
	影響している。
緑のまち推進課	農地面積については、12頁図4のとおり減少している。
	先ほどの千葉委員からの質問の答申版13頁の図8については、母数は箇所数であ
	る。
委員	面積で出した方が良いと思う。
緑のまち推進課	調査方法が箇所で行っていたため、このようなデータとなった。全体の壁面緑化
	面積は4,832 m²となっている状況である。
委員	借地公園は、市の公園全体のどのくらいの割合か。
	武蔵境市政センター跡地や花の通学路などでは開発が進み、宅地となっている。
	武蔵境地区の変化を実感しており、農地もさらに減ることが考えられる。
	市では農地をもっている人に何か対策をしているか。
委員	農地が売られる際、市で土地を購入できるのであれば買っている。ただし、購入

	には予算的な限度がある。
	今後東町3丁目の農地だったところを市が買い、農業公園に整備する予定である。
委員長	生産緑地法改正が農地減少のひとつの転機と思う。生産緑地地区指定の面積要件
	が引き下げられ徐々に農地が小さくなること、農地の担い手の高齢化などの現状
	があるだろう。
緑のまち推進課	現在、生産緑地所有者の多くは特定生産緑地に移行し、これまでの制度を継続す
	る予定であると聞いている。
	白田委員の質問について回答する。市内全公園は 178 箇所でそのうちの 50 箇所が
	借地公園である。

②生物多様性基本方針について

(2)生物多様性基本方針について 	
発言者	要旨
委員長	議題2の生物多様性基本方針について、事務局より報告お願いします。
事務局	(生物多様性基本方針について、以下の内容を報告した。)
	・武蔵野市生物多様性基本方針は平成 29 年 4 月に発行し、武蔵野市の生物多様性に
	関する現状分析や施策の方向性などを定めたもの。
	・生物多様性条約や生物多様性基本法など、社会的な機運の高まりから、本市におい
	ても策定する運びとなった。
	・本方針の策定目的やその中身については、第9期環境市民会議にて幅広い意見・議
	論をいただき策定された。
	・本方針では、生物多様性の概念説明から入り、本市の現状を「歴史」「地域」「生物
	種」の3つの視点で分類・解説している。あわせて、「強み」や「課題」を踏まえ、
	より深く現状分析を行っている。
	・そのうえで、本市の生物多様性施策の方針を掲げ、その取組みを例示しながらわか
	りやすく解説している。
	・本方針策定後の施策としては、専門家による生物生息状況調査や市民向けの観察体
	験会を兼ねた市民調査を実施している。継続してデータ収集するための調査手法の確
	立や、市民への意識啓発を目的として施策展開している。
	・今年2月の生物観察会は、市内大学や学生、児童、市民等幅広いステークホルダー
	と連携し企画実施できた。
委員長	環境基本計画の一つの柱となる生物多様性について報告があった。時間に限りがある
	が、質問があれば挙げていただきたい。
委員	子どもの頃、市内小学校に通学していた。その校内ビオトープではアメリカザリガニ
	が多く見られ、質の高い生態系ではなかったと思う。
	現在、市立小学校のビオトープの中で外来種が生息している割合はどのくらいか。
委員	私の所属団体が市立小学校のビオトープ管理を行っているため、回答する。
	現状、ほぼ全校のビオトープでザリガニが生息している。以前井之頭小学校でかいぼ
	りを行い、ザリガニを駆除しようとしたが成果は挙がらなかった。学校のビオトープ
	に、ザリガニ以外の外来種は入っていないと思われる。

	私自身、学校授業も担当しており、児童に対してザリガニの脅威を伝える環境教育を
	行っている。ザリガニが入ると生態系が崩れてしまうことや、ビオトープの外で捕ま
	えた生物を持ち込まないように伝えている。
	また、関前公園のかいぼりを実施した時には、ブルーギルや特定外来生物のウシガエ
	ル、去年はナマズを発見した。発見されたナマズは現在むさしの自然観察園で保護し
	ており公開している。
	井の頭公園でかいぼりを行った時も、ブルーギルやブラックバスがほぼいなくなった
	一方、ザリガニが増えてしまった。その結果ザリガニのハサミで、藻の仲間「イノカ
	シラフラスコモ」が切られてしまい、魚の産卵場所が減ったことがある。
	以上のことから分かるように、今後生態系がどのように変化していくか予測できない
	状況である。
委員長	ビオトープを整備したが、維持管理が大変であるということか。
委員	人の手が入らないと維持が難しい。落ち葉なども除去しないと泥がたまってしまう。
	一方で生物も来て欲しいので、外来生物は除くなど選択的に環境を整えている。
副委員長	かいぼりして思うとおりに行かない、そのことが大切だと思う。人間の機械論的な思
	い込みが裏切られ、学ぶことは多くあると思う。
	外来種を敵対視し、外来種のない理想の生態系を求めるより、生物の増減が発生した
	のであればその理由を考えることが必要である。そのための場所としてビオトープを
	活用すればよい。
	自然は自治体間にまたがって存在するものであるので、武蔵野市だけできれいな生物
	多様性を求めることや、武蔵野市から世界を変えようなどと大局的に考える必要はな
	いと思う。子どもにとって、脳内生物多様性と言えるような、物事の関連を知る機会
	を与えることが必要ではないか。市が生物多様性に関する事業の参加者に対し、いろ
	いろ考えるように施策展開していることは焦点が合っていると思う。
	今思えば、生物多様性基本方針にSDGsの概念を盛り込んでいなかったことが少し
	悔やまれる。生物多様性は武蔵野市という小さい地域だけで考えるのではなく、大局
	的にかつ長い時間間隔の中で考える必要がある。武蔵野市だけに固執しないようにす
	るためにSGDsは非常に良い視点を与えてくれる。子どもが生物について考えるこ
	とは、ESDにもつながってくる。
委員	大田区のある小学校で環境大臣賞をもらった取り組みがある。落ち葉をミミズが食べ
	てその豊かになった土でゴーヤを育てた取組みがある。その活動中、子どもたちも生
	き生きしていて、学校のいじめも少ないのではないかと感じたほどであった。
	武蔵野市では環境教育に関してどのような施策を行っているか。例えば堆肥を活用し
	た事業はあるか。
委員	堆肥に関しては、東日本大震災後に国の規制で積極的に事業展開ができていない状況
	である。放射線量を測定し一部の人で活用することは可能であるが、広く事業展開は
	できない状況である。
	新しくできる環境啓発施設エコプラザ(仮称)では、環境教育を担っていく予定であ
	る。一方、学校の現場が、環境教育に時間を割くことが難しい現状もあり、充実した

	施策展開ができない課題もある。ただ、環境教育は重要であるので市民会議で議論し
	て欲しいテーマである。
事務局	市の環境教育に関連する事業としては冊子を作成し配布している。児童向けの生物多
	様性や地球温暖化にまつわる冊子を小学校に配布し、夏休みの課題に使ってもらって
	いる。また市内の小学4年生は、クリーンセンター見学の授業があり、環境に触れる
	機会もある (配布冊子については配布資料3の11スライド参照)。
委員	井之頭小学校からクリーンむさしのを推進する会に、子どもたちと話す機会をもらっ
	たことがある。子どもたちと話すことも大切だと思った。
委員	市内の環境について学習する機会について言えば、各学校ではサイエンスクラブがあ
	り、生物や広く科学について学んでいる。その中で緑について知る機会があると聞い
	ている。その他には生涯学習振興事業団の野外活動センターにおいて子どもたちが自
	然を学べる機会も提供している。

③その他について

③その他につい (一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	
発言者	要旨
委員長	その他について報告お願いします。
委員	エコプラザ(仮称)の管理運営方針が3月に定まった。簡単に内容を紹介する。
	4頁ではエコプラザ (仮称) がSDGs達成に貢献することやコンセプトが書かれて
	いる。5頁の中では方針が示され、市民が自主的に様々なことに取組み、発展してい
	く施設を目指すことが書かれている。
	エコプラザ(仮称)の事業としては8頁に想定プログラム例として示している。
	新規事業の公募提案型啓発事業として、自主的な講座など展開するグループに補助し
	支援していくことを考えている。
	また現在火曜と祝日を休館日とし、土日は開館予定である。
	開館時間は9時半から5時まで。夜間も開館してはどうかという意見もあったがとり
	あえず、現段階では日中のみの会館で計画している。
	組織体制としては、市の職員が館長1名事務局2名。ディレクター1名やコーディネ
	ーター3名の嘱託職員、ボランティアの登録サポーターで運営していく予定。
	運営協議会を開き、年1回事業成果などを評価する予定である。
	連絡会議という会議体も設け、普段利用している人とより良い施設をめざし意見交換
	を想定している。このような内容でパブリックコメントを行い、決定した。
	今後のスケジュールとしては、平成 31 年度から改修工事を行い、プレイベントの実
	施を経て、2020年の11月に開館へとつながる。
	実際に環境啓発のフィールドができ、市民が学んで行動する場所となる。
	エコプラザ (仮称) について進捗があれば、今後もこの市民会議にて報告していきた
	l Vo
事務局	(次回会議玉川上水見学会の件について、次回以降の会議内容について配布資料1に
	沿って説明)